

やまなし中小企業事業再構築等サポート事業費補助金交付要綱

(通 則)

第1条 やまなし中小企業事業再構築等サポート事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルスの影響による経済社会の変容に対応するため、県内の中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）が行う新事業分野への進出や業態転換等について、その経費の一部を補助することにより、中小企業の新事業展開や市場獲得を促進し、県内中小企業の活力向上を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、事業再構築等支援専門家派遣事業において支援対象となっている中小企業者（以下「支援対象事業者」という。）が単独で又は共同で新商品・新サービスの開発及び販路開拓等のために行う、次の各号の事業（以下「補助事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内において交付する。

(1) 事業可能性調査事業

(2) 市場調査事業

(3) コンサルティング事業（商品企画、ブランド構築、販売戦略作成等）

(4) 新商品試作事業

(5) テストマーケティング事業

(6) 展示会出展事業

(7) その他、事業再構築等支援専門家派遣事業のプロジェクトマネージャー（以下「プロジェクトマネージャー」という。）が特に必要と認める事業

2 前項の事業を行うことができるのは、次の各号のいずれかの場合に限る。

(1) 事業可能性が相当程度に高く、経営資源を戦略的に活用することにより事業化が直ちに可能になるとプロジェクトマネージャーが判断する場合

(2) 事業可能性が相当程度に高く、前項の事業を行うことにより国又は県等の支援制度の公募、あるいは認定に申請できるとプロジェクトマネージャーが判断する場合

(3) その他、プロジェクトマネージャーが特に必要と認める場合

(補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第4条 補助対象経費は、別表1に掲げるとおりとする。

2 補助率は、補助金の交付の対象となる経費の3分の2以内とする。

3 補助金額は、1補助事業につき100万円以内とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じるときはその額を切り捨てる。

(交付の申請)

第5条 支援対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1）を知事に提出しなければならない。

2 支援対象事業者は、前項の補助金の交付の申請をするにあたって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、交付決定通知書（様式第2）を当該支援対象事業者に送付するものとする。

2 知事は、前項による交付決定を行うにあたって、前条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 知事は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から20日以内に交付申請取下げ届出書（様式第3）を知事に提出しなければならない。

(事業の内容又は経費の配分の変更)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第4）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ条件を付することができる。

3 第1項ただし書きの軽微な変更とは、次のいずれかの場合をいう。

(1) 別表第1に掲げる補助対象経費の経費区分相互間において、いずれか低い額の20%以内の金額の変更をする場合

(2) 補助目的の達成に変更が生じることなく、かつ、補助事業の目的の達成に支障を来さない事業計画の細部の変更であって、補助金の増額を伴わない場合

(事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、事業中止（廃止）承認申請書（様式第5）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延等の報告)

第10条 補助事業者は、事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに事業遅延等報告書（様式第6）を知事に提出し、その指示に従わなければならない。

(状況報告)

第11条 知事は、補助事業の遂行状況について、必要に応じ補助事業者に対し補助事業遂行状況報告書（様式第7）の提出を求めることができる。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けた場合を含む。）は、その日から起算して30日を経過した日又は交付決定をした年度の3月10日のいずれか早い期日までに実績報告書（様式第8）を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 知事は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第8条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の概算払及び精算払の請求)

第14条 補助事業者は、補助金の概算払又は精算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第9-1）又は精算払請求書（様式第9-2）を知事に提出しなければならない。

(財産の処分及び管理)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得し又は効用が増

加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別（又は別表）に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 3 補助事業者は、知事が別に定める期間を経過する以前に財産を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分申請書（様式第10）を知事に提出し、その承認を得なければならない。ただし、当該財産の取得価格又は増加価格が50万円未満のものはこの限りでない。
- 4 知事は、前項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

（補助事業の経理等）

第16条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。ただし、取得財産等の財産処分制限期間が5年を超えるものについては、当該期間が経過するまで関係書類を保管しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第17条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、消費税等の額の確定に伴う報告書（様式第11）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 第13条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

（交付決定の取消し）

第18条 知事は、第9条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がある

なくなった場合

- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときには、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号の場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第13条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

別表 1 (第 4 条第 1 項関係)

補助対象経費

経費区分	内 訳
謝 金	講師及び専門家等の謝金
旅 費	講師及び専門家等の旅費、研修旅費、打合せ旅費、展示会旅費
庁 費	会場借上費、会場整備費、通信運搬費、賃金、教材費、受講料、広告宣伝費、印刷製本費、通訳料、翻訳料、保険料、
委託費	調査研究委託費、事業の一部を委託する経費
試作費	原材料費、機械器具購入費、備品費、借損料、デザイン料、実験費、設計料、外注加工費、コンサルタント費
その他の経費	上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費